

旧制木造中学校

講堂の奉置所

小林 和樹

(つがる市教育委員会
教育部文化財課・学芸員)

2026(令和8)年4月8

日、つがる市に所在する旧制木造中学校講堂が青森県重宝に指定された。この建物は青森県立木造中学校(現在の木造高等学校)の講

堂として、1929(昭和4)

年に建築された。のちに公民館施設へ転用され、2020(令和2)年に現在地への移築復元が完了した。

今回、同講堂が県重宝となっ

た理由の一つに、「奉置所が設置された旧制中学校の講堂は県内で他に現存事例がない」という点がある。この「奉置所」の

存在こそが、旧制木

造中学校講堂の歴史的価値を最も特徴付けているのである。

奉置所(奉掲所)

とは、御真影(天皇・皇后の肖像写真)と教育勅語を使用時に安置した場所のことを指す。天長節や

紀元節といった式典の際には、それらを

校長室の金庫(奉安庫)や屋外の保管施設(奉安殿)から取

り出して奉置所へ移し、御真影への拝礼や校長による勅語奉

読が行われた。

このため、戦前期の講堂の正面には、必ず奉置所が設けられていた。講堂への奉置所の設置は、当時の学校建築における設計基準にも示されている。

荘厳さを演出するため、奉置所には優れた意匠が施された。学校ごとに様々なデザインが見られ、旧制木造中学校講堂の場合も、古代ギリシャの建築をイメージさせる装飾が配されている。

やがて、1945(昭和20)年8月の太平洋戦争終結を迎え、GHQによる「神道指令」が12月15日付で発出された。一連の指令では、国家神道の廃止と関連し、学校における神道教育の禁止を命じている。

これを受け、文部省は御真影の回収に関する通達を出した。翌年の1946(昭和21)年にか

け、各学校では「奉還式」が執り行われ、児童生徒たちは回収される御真影を見送った。

同時に奉置所はその役目を終え、講堂の新築時に設置されることもなくなった。戦前の講堂を用

いる場合も奉置所の部分は使われず、老朽化による解体で現存事例は減少していった。

こうした中、旧制木造中学校講堂の移築復元に伴い、青森県内の学校建築について類例調査を実施した。その結果、中等教育学校で旧講堂が現存するものは、1894(明治27)年建築の旧制弘前中学校(弘前高等学校鏡ヶ丘記念館)と、1929(昭和4)年建築の弘前女学校(弘前学院聖愛中学高等学校礼拝堂)の2校であった。

旧制弘前中学校では建築当初、校舎の正面2階に講堂が設けられていた。しかし大正時代の増改築で小部屋に分割され、奉置所も残っていない。また弘前女学校の場合は、礼拝堂のため奉置所は当初設けられておらず、設置は戦時体制に移行する1940(昭和15)年前後と古写真から推定された。

よって、奉置所を有する講堂として設計および施工され、改変が行われず現存している中等教育学校は、県内で木造中学校のみであることが判明した。建築当初の特徴を保ち、戦前期の教育を建築から窺い知ることのできる旧制木造中学校講堂は、貴重な文化財だといえるだろう。



ステージと奉置所 2026(令和8)年8月31日
筆者撮影